

秋田県公報

規 則

目 次

- 秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則（二九・総務課）
 - 秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則（三〇・人事課）
 - 温泉法施行細則の一部を改正する規則（三一・自然保護課）
 - 秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（三二・農畜産振興課）
 - 秋田県みつばち転飼調整条例施行規則の一部を改正する規則（三三・農畜産振興課）
- ## 訓 令
- 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（五・総務課）
 - 秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令（六・人事課）
 - 秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令（七・人事課）

規 則

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年四月一日

秋田県規則第二十九号

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則

秋田県公文書館管理規則（平成五年秋田県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む。）中「古文書」を「歴史資料」に改める。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

秋田県知事 寺 田 典 城

（開館時間の特例）

2 平成十四年度に限り、第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「午前九時」とあるのは「午前十時」と、同項第二号中「土曜日」とあるのは「土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日のうち元日を除く日」と、「午前九時」とあるのは「午前十時」とする。

（休館日の特例）

3 平成十四年度に限り、第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「休日」とあるのは「休日（元日に限る。）」と、同項第二号中「翌日を除く。）」とあるのは「翌日及び国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）」と、同項第三号中「第三日曜日」とあるのは「第三日曜日（休日に当たる日を除く。）」と、同項第六号中「十二月一日から翌年二月末日までの間で館長が指定する十五日間」とあるのは「館長が必要と認める期間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第一」の下に「及び別表第一の二」を加える。

第六条中「別記様式」を「別記様式(1)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が認める場合にあつては、旅行命令簿等を復命管理簿と兼ねて用いることができる。この場合において、旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式(2)による。

別表第一の備考1中「の給料表」を「の給料表（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に係る部分を除く。）」に、「登載表をこう」を「登載表（再任用職員に係る部分を除く。）をいう」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第一の二 (第2条関係)

再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行 政 職 給 料 表	1 級	2 級	3 級	4級及び5級	6級及び7級	8級及び9級	10級及び11級
公 安 職 給 料 表		1 級 2 級	3 級	4 級 5 級	6 級 7 級	8 級	9 級 10 級
海 事 職 給 料 表		1 級	2 級	3 級	4 級 5 級		
教 育 職 給 料 表 (一)		1 級	2 級		3 級 4 級		5 級
教 育 職 給 料 表 (二)		1 級		2 級			3 級 4 級
研 究 職 給 料 表		1 級	2 級	3 級		4 級	5 級
医 療 職 給 料 表 (一)			1 級		2 級	3 級	4 級
医 療 職 給 料 表 (二)		1 級	2 級	3 級 4 級	5 級	6 級	7 級
医 療 職 給 料 表 (三)	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
現 業 職 給 料 表	1 級 2 級	3 級 4 級	5 級 6 級 7 級				

備考 公安職給料表、海事職給料表、教育職給料表(一)、教育職給料表(二)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)第4条第1項に規定するそれぞれの給料表をいい、現業職給料表とは、単純労務の職員の給与に関する規程(昭和40年秋田県訓令第11号)第2条第1項に規定する給料表をいう。

別記様式を次のように改める。

—

別記様式(1) 旅行命令簿等 (第 6 条関係)

(A 4 判)

旅行命令 (旅行依頼) 簿

年 度	所 属 等	職 氏 名		⑩					
命令年月日	決裁権者印	旅 行 年 月 日	用 務	用 務 先 (経由地)	泊 数	出 発 ・ 帰 着	交 通 手 段	備 考	
・ ・		・ ・ から ・ ・ まで (日間)		()	泊	☐ 居住地 出 ☐ 居住地 帰	☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	☐ 旅費別途支給	
・ ・		・ ・ から ・ ・ まで (日間)		()	泊	☐ 居住地 出 ☐ 居住地 帰	☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	☐ 旅費別途支給	
・ ・		・ ・ から ・ ・ まで (日間)		()	泊	☐ 居住地 出 ☐ 居住地 帰	☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	☐ 旅費別途支給	

記入上の注意
旅行命令等の変更の場合は、「備考」欄に「命令変更」等と朱書きし、変更後の旅行命令等の内容は別行に記入する。

別記様式(2) 旅行命令簿等 (第 6 条関係)

(A 4 判)

旅行命令 (旅行依頼) 簿兼復命管理簿

年 度		所 属 等		職 氏 名		⑩		
命令年月日 復命年月日		決裁権者印	旅 行 年 月 日	用 務 先 (経由地)	泊 数	出 発 ・ 帰 着	交 通 手 段	備 考
・ ・			・ ・ から ・ ・ まで (日間)	用 務 状 況 逐 行 状 況	泊	出 発 ・ 帰 着 ☐ 居住地 発 ☐ 居住地 着	交 通 手 段 ☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	備 考 ☐ 旅費別途支給
・ ・			・ ・ から ・ ・ まで (日間)	用 務 状 況 逐 行 状 況	泊	出 発 ・ 帰 着 ☐ 居住地 発 ☐ 居住地 着	交 通 手 段 ☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	備 考 ☐ 旅費別途支給
・ ・			・ ・ から ・ ・ まで (日間)	用 務 状 況 逐 行 状 況	泊	出 発 ・ 帰 着 ☐ 居住地 発 ☐ 居住地 着	交 通 手 段 ☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	備 考 ☐ 旅費別途支給
・ ・			・ ・ から ・ ・ まで (日間)	用 務 状 況 逐 行 状 況	泊	出 発 ・ 帰 着 ☐ 居住地 発 ☐ 居住地 着	交 通 手 段 ☐ 鉄道 ☐ 航空機 ☐ 公用車 ☐ 私用車 ☐ 自動車同乗 ☐ その他	備 考 ☐ 旅費別途支給

記入上の注意

旅行命令等の変更の場合は、「備考」欄に「命令変更」等と朱書きし、変更後の旅行命令等の内容は別行に記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十一号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和二十九年秋田県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「法第十三条」を「省令第六条」に、「様式第十五号」を「様式第十六号」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第七条」に、「様式第十六号」を「様式第十七号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同条第三項中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同条第四項中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同条第五項中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第四条」を「第五条」に、「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第六条とする。

第四条を削る。

第三条中「第二条」を「第四条」に、「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

第二条に次の二条を加える。

（有効期間の更新申請書）

第三条 省令第二条の規定による申請書は、様式第二号によるものとする。

（工事の完了又は廃止の届出）

第四条 省令第三条の規定による届出は、様式第三号により、工事の完了又は廃止の日から十日以内にしなければならない。
本則に次の四条を加える。

（温泉成分分析を行う者の登録申請書）

第十三条 省令第八条の規定による申請書は、様式第十八号によるものとする。

（登録分析機関の登録事項の変更の届出）

第十四条 省令第十一条の規定による届出は、様式第十九号により、登録事項を変更した日から十日以内にしなければならない。

（登録分析機関の業務の廃止の届出）

第十五条 省令第十三条の規定による届出は、様式第二十号により、業務を廃止した日から十日以内にしなければならない。

（書類の提出）

第十六条 この規則の規定により提出すべき書類は、第二条から第九条までの規定によるものは正副二通を土地の掘削予定地又は温泉のゆう出地（秋田市の区域を除く。）を所管する保健所長を経由して知事に、第十条から第十二条までの規定によるものは正本一通を温泉利用施設の所在地（秋田市の区域を除く。）を所管する保健所長に、第十三条から第十五条までの規定によるものは正本一通を知事に、それぞれ提出しなければならない。
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号 土地掘削許可申請書（第 2 条関係）

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土地の掘削の許可について（申請）

土地の掘削について許可を受けたいので、温泉法第 3 条第 1 項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び代表者の住所)	
	氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
掘削に係る温泉の利用目的		
掘削する土地の所在、 地 番 及 び 地 目		
工 事	ゆう出路の口径	センチメートル
	深 さ	メートル
	施 行 方 法	
	着 工 予 定 日	
	完 了 予 定 日	

様式第 2 号 許可の有効期間の更新申請書（第 3 条関係）

（A 4 判）

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

許可の有効期間の更新について（申請）

土地の掘削（増掘・動力の装置）の許可を更新したいので、温泉法第 5 条第 1 項（第 9 条第 2 項）の規定により申請します。

申請者	住 所 （法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び代表者の住所）	
	氏 名 （法人にあつては、名称 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
許 可 の 別	土地の掘削 ・ 増 掘 ・ 動力の装置	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		
許可を受けた土地の所在、 地 番 及 び 地 目		
更 新 を 必 要 と す る 理 由		

「工事の終了
(中止) 年月日」

工事終了 の場合	ゆう出量	口径(内径) 深さ	成分	温度
	種類	出力	温度	成分

止の理由

「工事の完了
(廃止) 年月日」

工事完了 の場合	ゆう出量	口径(湯湯管内径) 深さ	成分	温度
	種類	出力	温度	成分

工事廃止の理由

「工事終了(中止)届」や「土地掘削(増掘、動力装置)工事完了(廃止)届」や「土地の掘削(増掘、動力の装置)の工事の終了(中止)について」や「土地の掘削(増掘、動力の装置)の工事の完了(廃止)について」や「終了(中止)したので」や「完了(廃止)したので」

「温泉水法施行規則第5条第1項」や「温泉水法第14条第3項」

「建設省令第17号」や「建設省令第15号」

「第11条関係」や「第12条関係」

「分析者」や「分析機関の名称及び登録番号」

「職氏名」

様式第十四号中「第10条関係」や「第11条関係」 業 2 施設の解体 3 施設の増改築	や 廃止の理由 1 廃業 4 その他	1 廃業
--	-----------------------------	------

2 施設の解体 3 施設の増改築) 様式第十三号中「第10条関係」や「第11条関係」 様式第十二号中「第10条関係」や「第11条関係」	や 廃止の理由 1 廃業 4 その他	1 廃業
--	-----------------------------	------

1 項の許可を受けた者の氏名 (名称) 1 項の許可を受けた者の住所 (所在地)	や 変更事項 1 法第13条第1項 2 法第13条第2項	1 法第13条第1項 2 法第13条第2項
---	---------------------------------------	--------------------------

1 項の許可を受けた者の氏名 (名称) 1 項の許可を受けた者の住所 (所在地)	や 変更事項 1 法第13条第1項 2 法第13条第2項	1 法第13条第1項 2 法第13条第2項
---	---------------------------------------	--------------------------

1 項の許可を受けた者の氏名 (名称) 1 項の許可を受けた者の住所 (所在地)	や 変更事項 1 法第13条第1項 2 法第13条第2項	1 法第13条第1項 2 法第13条第2項
---	---------------------------------------	--------------------------

ては、主た) (法人にあ	
---------------------	--

変更前	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
-----	--

変更後	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名及び生年月日（法人にあつては、名称）
-----	--

変更後	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
-----	--

採取者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名及び生年月日
-----	------------------------------------

		つては、名称)	
ては、主た)			
(法人にあ			
		を	
		に改め、同様式を様式第五号とする。	
様式第三号の次に次の様式を加える。			
		採取者	
		住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
		氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	

様式第 4 号 増掘（動力の装置）の許可申請書（第 5 条関係）

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

増掘（動力の装置）の許可について（申請）

増掘（動力の装置）について許可を受けたいので、温泉法第 9 条第 1 項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	住 所 (法人にあつては、主たる事務 所の所在地及び代表者の住所)	
	氏 名 (法人にあつては、名称 及 び 代 表 者 の 氏 名)	
温 泉 の 所 在 地 及 び 名 称		
増掘又は動力の装置の目的		
増掘又は動力の装置の場所		
現 在	利 用 量	リットル毎分
	ゆ う 出 量	別添温泉分析書のとおり
	温 度	
	成 分	
	ゆ う 出 路 の 口 径	センチメートル
	深 さ	メートル
	種 類	
	出 力	
増 掘 の場合	ゆ う 出 路 の 口 径	センチメートル
	深 さ	メートル
	工 事 施 行 方 法	
	計 画 ゆ う 出 量	リットル毎分
動力の 装置の 場 合	種 類	
	出 力	
	そ の 他 動 力 の 装 置 の 詳 細	
	計 画 ゆ う 出 量	リットル毎分
着 手 予 定 日		
完 了 予 定 日		

様式に次の三様式を加える。

様式第18号 温泉成分分析を行う者の登録申請書（第13条関係）

（A 4 判）

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 ㊟
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

温泉成分分析を行う者の登録について（申請）

温泉成分分析を行う者の登録を受けたいので、温泉法第15条第 2 項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地及び代表者の住所）	
	氏 名 （法 人 に あ つ て は 、 名 称 ） 及 び 代 表 者 の 氏 名	
分 析 施 設 の 名 称		
分 析 施 設 の 所 在 地		
温泉成分分析に使用する器具、 機械又は装置の名称及び性能		
分 析 責 任 者 の 氏 名		
分 析 責 任 者 が 有 す る 資 格		
分 析 責 任 者 の 温 泉 成 分 分 析 に 関 す る 経 験 及 び 研 究 成 果 の 概 要		
その他参考になるべき事項		

様式第19号 登録分析機関の登録事項の変更届（第14条関係）

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事

様

住 所

㊟

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
並びに主たる事務所の所在地

登録分析機関の登録事項の変更について（届出）

次のとおり変更したので、温泉法第16条の規定により届け出ます。

登 録 年 月 日		
登 録 番 号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

様式第20号 登録分析機関の業務の廃止届（第15条関係）

（A 4 判）

年 月 日

秋田県知事 様

住 所 印
氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
並びに主たる事務所の所在地

登録分析機関の業務の廃止について（届出）

次のとおり温泉成分分析の業務を廃止したので、温泉法第17条の規定により届け出ます。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

秋田県養ほう振興法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する。

「様式第一号

様式第一号中

「様式第 1 号 みつばち飼育届（第 2 条関係）」

を

（A 4 判）

び 「殿」 や 「様」 び 「住所」 氏 名または名称および代表者

「届出者住所氏名

氏 名

⑩

氏名⑩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） び 「第三条第一項」 や 「第

電話番号

「

記

「

3 条第 1 項」 び 昭 和 年 1 月 1 日現在みつばち飼育状況 を 1

年 1 月 1 日現在みつばち飼育状況 び

「

同様の註(ハ)中「、字」を記入すること」 や 「記入してください」 び

め、同様式の註(2)を同様式の註(3)とし、同様式の註(1)中「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式の註(1)を同様式の註(2)とし、同様式の註(1)として次のうに加える。

(1) 氏名を白書した場合は、押印を省略することができます。

様式第一号中「註」を「注」に改める。

「様式第二号

様式第二号中

「様式第 2 号 みつばち転飼許可申請書（第 2 条関係）」

を

（A 4 判）

び 「殿」 や 「様」 び

「本籍地
現住所
通信連絡場所
氏名または名称および代表者氏

「申請者本籍地住所氏名

氏 名

⑩

名⑩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

「

び 「下記」 や 「次」 び 「許

可願いたから養ほう振興法第四条第一項」 や 「、養ほう振興法第 4 条第 1 項」 び

「

記

を

「

を

を

昭 和 「（枠数）」 や 昭 和 「飼育期間」 や 「転飼期間」 び

様式第二号の註中「、字」を記入すること」 や 「記入してください」 び

め、同様式の註を同様式の註(2)とし、同様式の註(1)として次に加える。
(1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第二号中「註」を「注」に改める。
「様式第三号

様式第三号中

「様式第 3 号 土地貸与承諾書 (第 3 条関係)

を

「管理者 住所 氏名
(A 4 判) 住 所 氏 名
「管理者 住所 氏名
法人にあつては、主
所の所在地、名称及
の氏名
電話番号

⑪ たる事務 び代表者
「第四条第一項」を「第 4 条第 1 項」 び 「下記の」を「次の」

「 記

に改め、

「を

に改める。

様式第三号の註中「、字」を「字」を「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式の註を同様式の註(2)とし、同様式の註(1)として次に加える。

(1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第三号中「註」を「注」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正前の秋田県養ほう振興法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十三号

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則(昭和三十四年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号 みつばち転飼許可申請書 (第 1 条関係)

「本籍地 現住所
「本籍地 現住所
通信連絡場所
氏名または名称および代表者氏名 ⑪

者 本籍地 氏 名 ⑪
氏 名
法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名
電話番号

許可願いたいから」を「転飼したいので」 び

記

を

「 および氏名」を「及び氏名」に改め、

「(枚数)」を「飼育管理者」を「飼養管理者」に改める。

様式第一号の註中「字、」を「字、」を「記入すること」を「記入してください」に改

め、同様式の注を同様式の注(2)とし、同様式の注(1)として次のように加える。

(1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

「様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号 土地貸与承諾書（第1条関係）」に

「管理者 住所」

氏名

「管理者 住所名」

氏名 (印) 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

に「下詔」のを

己

「次の」

を

に「うける」を「受ける」に改める。

様式第二号の注中「舟」を削り、「記入すること」を「記入してください」に改

め、同様式の注(2)とし、同様式の注(1)として次のように加える。

(1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号 第3条関
みつぱち転飼許可証」とする。

る。「又は名称及び」や「または名称および」に代る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県みづばち転飼調整条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、三分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

秋田県訓令第五号

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月一日

各地方機關中一般

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令
秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

知事印 (戦傷病者乗車券用)	知事印
楷 ^{かい} 書	楷 ^{かい} 書
秋田県 知事	秋田県 知事 戦傷病者 乗車券用
縦四ミリメー トル 横二〇ミリメ ートル	二一ミリメー トル平方
課長 生活環境文化	健康福祉部福

を

部消防防災	社政策課長
を	
知事印 (戦傷病者乗 車券用)	知事印 (危険物取扱 者免状用・消 防設備士免状 用)
楷 ^か 書	楷 ^か 書
秋知 田 県事 戦傷病者用 乗車券	秋知 田 県事
二一ミリメ ートル	縦四ミリメ ートル 横二〇ミリメ ートル
健康福祉	総務部総

合防災課長

部福祉政策課長

に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県訓令第六号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「非常勤の職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

第三条の表中第三十六号を第三十八号とし、第二十七号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十六号中「同条例第五条」を「法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表中第二十五号を第二十七号とし、第二十二号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表第二十号を同表第二十二号とし、同表第十九号の次に次の二号を加える。

二十

公益法人等
への派遣等

職員を、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項の規定により公益法人等へ派遣すること又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により退職させること。

二十一

公益法人等
への派遣の
解除等

職員を、公益法人等派遣法第五条第一項若しくは第二項の規定により職務に復帰させること又は同法第十条第一項の規定により職員に採用すること。

第四条第四項中「第三十一号から第三十六号」を「第三十三号から第三十八号」に改める。

第七条中「第十九号」を「第二十一号」に改め、同条後段を削る。

別表第二第一号中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3) 育児休業の期間中に任期付採用職員に採用する場合	(7) 任期付採用職員に採用する場合	秋田県事務（技術）吏員に任命する 〇〇を命ずる （地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする） 任期は〇年〇月〇日までとする 職務の級を〇〇職〇級に決定する 〇円給（〇〇円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる	
	(7) 任期付採用職員に採用する場合	任期を〇年〇月〇日まで更新する	

別表第二中第三十号を第三十二号とし、第二十四号から第二十九号までを二号ずつ

繰り下げ、第二十三号(8)を次のように改める。

(8) 再任用 を行う場 合	秋田県事務（技術）吏員に再任用する 〇〇を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする 職務の叙を〇〇職〇叙に決定する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる	
-------------------------------	---	--

別表第二第二十三号(12)を同号(4)とし、同号(1)中「職員の休職の事由に関する条例第5条第1項(第2項)」を「地方公務員法第28条の4(第28条の5)第1項(第2項)」に改め、同号(1)を同号(12)とし、その次に次のように加える。

(13) 任期付 採用職員 が任期の 満了によ り当然に 退職する 場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項 (職員の育児休業等に関する条例第5条の2)の規 定による任期の満了により○年○月○日限り退職
---	---

別表第二十二号(10)の次に次のように加える。

(11) 再任用 の任期満 了前に願 いにより 退職する 場合	願いにより本職を免ずる 職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定に より退職手当は支給しない
--	--

別表第二中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とする。

別表第二第二十一号(4)中「職員の休職の事由に関する条例による」を「学校、研究所等へ調査、研究等の業務に従事する」及び「第2条第〇号」や「第2条第1号」に改め、「職員の休職の事由に関する条例第2条第3号による場合を除く。」を削り、同号を同表第二十三号とし、同表第二十号を同表第二十二号とし、同表第十九号の次に次の二号を加える。

20 公益法人等への派遣	(1) 公益法人等への派遣	〇〇へ派遣を命ずる 派遣期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする 派遣期間中給料、扶養手当、（調整手当）、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の〇を支給する（派遣期間中給与は支給しない）	「〇〇」には派遣先団体の名称を記載する。
	(2) 公益法人等への派遣期間の延長	派遣期間を〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで延長する 延長に係る期間中給料、扶養手当、（調整手当）、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の〇を支給する （延長に係る期間中給与は支給しない）	
	(3) 特定法人役職員となるため退職する場合	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により本職を免ずる 公益法人等への職員の派遣等に関する条例第18条第3項の規定により退職手当は支給しない	
21 公益法人等への派遣の解除等	(1) 公益法人等への派遣の解除	職務復帰を命ずる	
	(2) 特定法人役職員から職員に採用される場合	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により秋田県事務（技術）吏員に任命する 〇〇部〇〇課長を命ずる（〇〇を命ずる）	

	職務の級を〇〇職〇級に決定する 〇号給(〇〇)円を給する (〇〇部〇〇課勤務を命ずる)	
--	---	--

別表第三中	外国の地方公共団体の機関等からの派遣申請書		
	外国の地方公共団体の機関等からの派遣		

「 外国の地方公共団体の機関等からの派遣 」	1 外国の地方公共団体の機関等からの派遣申請書	1
	2 同意書	1
「 を 」	1 派遣先団体からの派遣要請書	1
	2 同意書	1

--	--

附 則

に改める。

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「非常勤の職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)」を加える。

第七条第一項中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、総務部長が別に定める。

第十二条第五号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第十五条第一項中「様式第八号の三」を「秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)別記様式(2)を用いるものとする。」に改める。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(再任用職員に対する適用除外)

第二十四条 職員が退職に引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用される場合は、第四条第三項及び第五項、第五条第三項及び第五項並びに第十八条第一項の規定は、適用しない。

様式第八号の三を削る。

附 則

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の秋田県職員服務規程の規定は、この訓令の施行の日以後に命ぜられた出張に係る復命について適用し、同日前に命ぜられた出張に係る復命については、なお従前の例による。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番二号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-insai.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄